

奈良県告示第百三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、奈良県郡山土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつた。

令和七年六月十日

奈良県知事 山下 真

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	藤川 保雄	大和郡山市野垣内町五八
〃	吉田 政憲	〃 柳町一九五
〃	辰巳 和昌	〃 〃 七一一 シャリエ大和郡山五〇六号
〃	中田 昌克	〃 高田町五〇四
〃	堀部 吉重	〃 野垣内町一二一一
〃	長田 正彦	〃 高田町五一一一
監事	奥村 正一	〃 〃 五一五
〃	中田 任輝	〃 野垣内町四七一一
〃	米田 嘉之	〃 柳町二〇〇

奈良市神殿町六六七一一 うずしおパーク三階

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	米田 嘉之	大和郡山市柳町二〇〇
〃	中田 任輝	〃 野垣内町四七一一
〃	辰巳 和昌	〃 柳町七一一 シャリエ大和郡山五〇六号
〃	吉村 安伸	〃 高田町四九六
〃	宮本 和典	〃 野垣内町一〇九一一
〃	長田 正彦	〃 高田町五一一一
監事	中田 昌克	〃 〃 五〇四
〃	吉田 隆	〃 柳町二〇一四
〃	堀部 吉重	〃 野垣内町一二一一
〃	光本 朋浩	奈良市神殿町六六七一一 うずしおパーク三階